

第2回 門真市上下水道事業経営審議会 会議録

- 日 時 令和元年9月13日（金）午後1時30分から午後4時00分まで
- 場 所 門真市上下水道局 第1会議室
- 出席者 小西 砂千夫 委員  
水野 忠雄 委員  
溝端 稔 委員  
葭田 正子 委員  
粥川 昇一 委員  
谷野 聡 委員  
梶原 雅和 委員  
西口 明穂 委員  
中吉 美智 委員  
松本 剛 委員
- 事務局 上下水道局長 大矢 宏幸  
上下水道局次長 真砂 幸弘  
経営総務課長 山田 武範  
工務課長 中田 義則  
お客さまセンター長 小野 直宏  
下水道整備課長 平山 正和  
経営総務課長補佐 森本 聡  
工務課長補佐 大石 貴之  
工務課長補佐 辻 顕吉  
お客さまセンター長補佐 加藤 明秀  
下水道整備課長補佐 山田 信幸  
経営総務課主任 三笥 広明  
経営総務課主任 中永 雅之  
お客さまセンター主査 山田 普貫  
経営総務課係員 岡田 真子

司 会： 皆様、本日はご多忙の中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。  
本日司会を務めさせていただきます門真市上下水道局経営総務課の森本でございます。  
どうぞよろしくお願い致します。

それでは定刻になりましたので、ただ今から第2回門真市上下水道事業経営審議会を開催させていただきます。本日は委員10名、全員お揃いですので、本審議会が成立しておりますことをご報告致します。

それでは初めに委員の交代についてお知らせ致します。お手元の資料で次第の次に名簿がございますのでご覧ください。商工業団体の代表として岸岡委員にご参加を頂いておりましたが、今回の審議会より粥川委員にご参加を頂いております。どうぞよろしくお願い致します。

委 員： 粥川でございます。よろしくお願い致します。

司 会： また、前回は日程の調整がつかずご欠席でございました中吉委員にもご参加頂いております。どうぞよろしくお願い致します。

委 員： 中吉です。よろしくお願い致します。

司 会： それでは、案件に移らせて頂く前にお手元の配布物の確認をさせていただきます。1点目が表紙でございます会議次第、2点目が門真市上下水道事業経営審議会委員名簿、3点目が資料1「第2回門真市上下水道事業経営審議会資料（下水道事業）」、最後4点目が資料2「第2回門真市上下水道事業経営審議会資料（水道事業）」の4点でございます。配布物の不足等、ございませんでしょうか。資料がお揃いのようなので、以降の進行につきましては小西会長にお願いしたいと存じます。それでは小西会長、よろしくお願い致します。

会 長： はい、どうぞよろしくお願い致します。それでは議事の案件1、下水道事業について説明をお願いします。

事務局： それでは資料1に基づきまして、下水道事業に関する説明をさせていただきます。前回の審議会での質疑や、ご意見に対してのお答えを資料1の1で、前回第5章まで説明致しました下水道事業経営戦略の続き、第6章から第9章までの案を資料1の2で説明致します。

資料1の1をご覧ください。下水道事業では前回、ご意見等が4点ありました。1つ目の「流域下水道の負担金が増額すると考えられているため、下水道使用料の値上げは必要だと考える。今後における流域下水道の負担金については認識しているか。」というご質問については、資料1の2の投資試算、財源試算の中で説明させていただきます。該当ページは、58・59ページと74ページです。2つ目の「平成7年から下水道使用料を改定していない背景を資料に反映すべきではないか。」というご意見につきましても、資料1の2の74ページで説明させていただきます。3つ目の「ストックマネジメント計画にてリスク評価とあるが、リスクがあると下水道として使えなくなるという意味か。人命に関わる事故等は考慮しているか。そういった部分を資料にて説明をするべきではないか。」というご質問、ご意見につきましては、資料1の2の50・51ページに改めて整理し、記載しております。最後4つ目ですが、下水道使用料のあり方を検討する期間についてのご質問ですが、今回の審議会では、投資・財政計画と収支ギャップの発生までをご審議頂き、その上で下水道使用料のあり方を検討する期間については、次回、第3回審議会の議題とさせていただきますと考えております。

続きまして、資料1の2を説明致します。まず目次に目をお通しください。グレーで着色した第1章から第5章は、前回の審議会での審議事項です。今回の資料は、第6章から次のページ第9章まで、事業を継続していく中で必要な投資の試算と、その財源の試算を行い、生じてくる収支のギャップまでを説明する内容となっております。

それでは次のページ、第6章、投資試算から説明させていただきます。本章では、事業の継続に必要な事業費等について説明致します。

1つ目が整備事業です。現在、令和8年度に下水道処理人口普及率を100%とすることを目標とした整備計画を策定しております。残りの整備に必要な

事業費は、令和2年度から令和11年度の経営戦略期間内で約52億円を見込んでおります。この棒グラフは年度ごとの事業費、折れ線グラフは整備に伴って伸びていく普及率を表しております。

2つ目が総合地震対策計画です。第1回審議会で、段階的に耐震対策及び減災対策を行っていくことをご説明しました。47ページで改めて期間ごとの対策事業の内容を整理しておりますが、経営戦略期間におけるこれらの対策に必要な事業費は48ページの図表のとおりです。図をご覧ください。短期、中期、長期、各計画期間の年度別事業費を色分けしておりますが、各計画期間中の初年度は調査・設計となりますので額が小さくなっています。経営戦略期間中の事業費は最大で約4億円弱となります。

3つ目がストックマネジメント計画ですが、初めにもう一度、計画の意義、必要性について振り返ります。ストックマネジメント計画は、まず下水道施設が現在どのような状態にあるかという健全度を把握して、将来、健全度がどのように変化するかの予測を行います。そしてリスク評価等から優先順位を設定した上で、点検・調査を行い、改築・更新を実施します。こうした予防保全型の管理を行うことにより、費用の最小化と資産価値の最大化を図ることを目的とするものです。前回の審議会で、道路陥没によって人命に与えるリスクや、下水道が使用できなくなること等、それぞれのリスク1つ1つの被害規模を試算しているのか。それぞれのリスクで規模、言い換えれば影響の単位が、例えば人命であれば何人、使用ができない状況であれば何時間といったように異なるのではないか。異なるものについて、どのように1つの影響度として整理することができるのか。またどのように試算したのかというご指摘、ご質問がございました。確かに、リスクを細かく分解して考えるミクロな手法がありますが、本市のストックマネジメント計画は、国土交通省の「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン - 2015年版 -」に基づいて策定しています。図6.3をご覧ください。ガイドラインでは、下水道の管路施設におけるリスクは、1つ1つではなく、管路施設の損傷や劣化という総体として捉え、リスクが発生したときの被害規模、影響度の大きさと発生確率からリスク評価を行うという手順が示されておしま

す。まずリスクの特定ですが、リスクは先に申しました管路施設の損傷や劣化ですが、リスクが発生することにより、下水道が使用できなくなるだけでなく、道路陥没が生じ、人身事故や交通障害といった人命に関わる影響や、地下水や土壌の汚染などの環境への影響が生じます。次に被害規模ですが、リスクが発生したときの被害規模は、管渠の管径が大きいほど交通障害が長引くといったことなど、表6.3に示していますように評価点の大小を定めております。一方の発生確率ですが、リスクが発生する確率は、布設された時点からの経過年度が長いと高くなります。また材質はコンクリート製の場合には腐食が生じるのに対し、塩化ビニール製の管渠では腐食が起こらないこと等を考慮して、表6.4に示していますように評価点の大小を定めております。管渠とマンホールにつきましては、1路線ごとに被害規模と発生確率を点数化し、その点数の掛け算によりその路線のリスク値を算定しています。マンホール蓋については1ヶ所ごとのリスク値が算定できます。本日は添付しておりませんが、前回の資料41ページでお示しした図5.1がリスク評価結果をランク別に色分けしたものとなっております。このようなリスク評価を行うことによって、リスクの高い管路や低い管路のボリュームが把握できました。そこで今後の下水道施設の点検・調査と、修繕・改築に関する事業の目標及び目標値を表6.5のとおり設定しました。表の左側が目標です。道路陥没の削減など「安全の確保」、「サービスレベルの確保」、「ライフサイクルコストの低減」という観点で目標を設定しました。右に具体的な事業量があります。達成期間を15年としまして、管渠の改築に関しては、点検箇所数を年間約530ヶ所、テレビカメラ等による調査延長を年間約3km、改築延長を年間約1.9kmとしております。マンホール蓋の改築に関しては、点検・調査の数量を年間約840基、改築数量を年間約220基としております。次のページに緊急度という言葉が出てきますので、緊急度の説明を表6.6に記載しております。緊急度とは、管路施設の機能や状態の健全度を示す指標です。テレビカメラ等の管路調査を行うことによって判定することができます。これは、改築を行うかどうかを判断する基準となる指標であります。緊急度は、ⅠからⅢの区分があり、表の1番下は健全な状態です。表の上に行くほど悪くなり、緊急度Ⅰは、例えば、

管渠にひびが入っているなど健全度が相当低く、早急に修繕・改築などの措置が必要な状態を意味しております。次に、長期的な視点での改築計画についてご説明します。図6.5の横軸が年度となり、現在から100年先までのグラフとなっております。図6.5は健全率予測式という統計的モデルを使いまして、改築や修繕等を全く行わない場合の本市管路施設の緊急度の推移を予測したものです。赤色が緊急度Ⅰ、黄色が緊急度Ⅱ、緑色が緊急度Ⅲの管渠の割合、青色が健全な状態の管渠の割合を示しています。今から50年後の2069年度には、赤色が半分近くとなり、約44%の管路が何もしなければ緊急度Ⅰになると予測されます。そこで複数の改築計画の案を設定しました。管渠、マンホールについては、下の表6.7の7パターンです。パターンⅠは、全ての施設を標準耐用年数の50年が経過した時点で改築するもので、これは単純改築と呼ばれる案です。長くなりますので全部はご説明できませんけれども、赤の線で囲ったパターンⅥとした場合、緊急度Ⅰの割合を現状程度に維持できること、またパターンⅠの単純改築と比較したコスト縮減額が、年間4億2,700万円と大きくなり、投資効果が高いこと等から、このパターンⅥを最適パターンに選定致しました。次に、マンホール蓋については、標準耐用年数が車道15年、歩道30年となっており、管渠、マンホールと異なっていること等で別扱いしているものですが、同様に複数案を設定して評価を行い、表6.8のパターンⅥを最適パターンに採用しております。実際の改築事業、どの管渠、どのマンホール等をどのように改築・更新するかということは、テレビカメラ調査時の詳細調査による緊急度判定を行った上で実施していくことになります。しかし、現時点ではパターンⅥの改築費用、次のページの表6.9の額を想定しております。先ほど申しましたように先に点検・調査というのがありますので、改築工事としては令和9年度からを見込んでいます。なお、ストックマネジメント計画に基づいて改築する管路施設は、先に説明致しました総合地震対策の対策施設に該当していなくても、全て阪神淡路大震災後に改定された耐震基準に基づいてリニューアルされますので、下水道施設全体の強靱化にも繋がることとなります。次に点検・調査計画における事業費をお示しします。ストックマネジメント計画では、計画的に下水道施設を点検・

調査し、その情報をもとに改築事業を実施していくために点検調査計画を策定しております。ストックマネジメント計画における点検・調査の実施期間は、令和2年度を初年度に令和30年度までを長期計画として設定しており、このうち2年から5年までは短期計画期間と設定しています。先の表6.5でお示した事業量の目標値に合わせて、表6.10、図6.6のように年5,000万円弱の点検・調査の事業費を見込んでおります。改築事業費と点検・調査費をまとめたストックマネジメント計画の事業費は、表6.11、図6.7になります。経営戦略期間内では、後半に年間で最大5億円弱の改築事業費を見込んでいます。令和31年度までの投資・財源計画期間内では、改築する必要がある管路施設が増えてきますので、後半、最大で年間8億円強の事業費を見込んでおります。

投資試算の最後の項目、第1回審議会のご質問にもありました流域下水道負担金についてです。流域下水道負担金には、維持管理負担金と建設負担金の2種類があります。維持管理負担金は、主に動力費や薬品費、減価償却費等でありまして、建設負担金はポンプ場や増補幹線などの施設建設への投資に係る一部負担金となっております。流域下水道負担金については、過去の実績だけでなく、大阪府流域下水道が平成30年度に地方公営企業へ移行したこと。また、流域下水道経営戦略を平成29年度に策定されており、その中で「公営企業として、経営を維持するために、新たな経費である減価償却費を含めた必要経費が収入できる負担方式への見直しを検討する必要があります。」と示されていることなどを踏まえまして、それらの影響に留意した予測を行っております。図6.7が維持管理負担金になります。平成30年度は約6億3,000万円でしたが、経営戦略期間では約7億6,000万円から8億4,000万円を見込んでおります。次に、寝屋川北部流域下水道も歴史の古い下水道ですから、老朽化した施設の更新や多発する短時間豪雨に対しての増補幹線など、今後も施設整備に係る投資が継続的に必要です。これも経営戦略の抜粋ですが、流域下水道では平成30年度以降、5年間に必要な投資額を徐々に増加させる計画となっております。これに基づきまして、流域下水道負担金の見通しは、表6.13、図6.8のとおりとしております。令和4年度が最大で5億7,600

万円になっております。

60ページ、61ページで投資試算についてまとめます。以上の投資に係る支出を収益的支出と資本的支出に区分すると、本市下水道事業における投資試算のうち収益的収支に区分されるのは、本章4の(1)でご説明しました流域下水道維持管理負担金となります。先ほど見て頂いたものと同じです。資本的支出につきましては、先に出てきました整備事業、総合地震対策計画、ストックマネジメント計画といった事業に係る調査測量や実施設計等の委託料と工事請負費、それと流域下水道建設負担金が対象となります。経営戦略期間内では令和2年度が約20億8,000万円と最も大きく、整備事業が終わる令和8年度が約8億5,000万円と投資額は最も小さくなっています。

第7章では、第6章の投資事業に対して、それに充てる財源について説明致します。

1つ目は下水道使用料です。今回の資料では、下水道使用料水準を現状のままとした場合の収支についてご報告しますので、以下示しております使用料の推計は、第1回審議会でお示したものと同じです。人口減少に起因しまして、令和2年度で12億5,700万円の見通しですが、経営戦略期間の最終年度の令和11年度では、11億3,300万円まで減少する見通しとなっております。期間中の減少額は1億2,400万円になります。

2つ目は一般会計繰入金です。本市公共下水道は合流式ですから、雨水と汚水の両方を処理していますが、「雨水公費、汚水私費の原則」により雨水処理に係る費用には公費、すなわち税金が使われます。これは雨水処理負担金と呼ばれておりまして、一般会計から繰り出されます。これ以外にも水洗化の促進等に係る費用や、流域下水道における高度処理に係る費用の一部、元利償還金の一部等、総務省から通知される繰出基準に基づいた額を一般会計から繰り入れております。一般会計繰出金には、繰出基準に基づく、基準内繰出額と基準外繰出金がありまして、本市下水道事業では、平成29、30年度に、出資金として基準外繰出金を活用しましたが、今後の一般会計繰出金としては、会計方式を企業会計方式へ移行したこともあり、独立採算での事業運営を明確にするため、基準内繰出金のみを活用することとします。一般会



計繰出金の額は、図7.2のとおり経営戦略期間中は17億円前後ですが、徐々に小さくなる見通しです。繰出基準に基づく本市下水道事業における一般会計繰出金の考え方を次のページに表でまとめておりますが、個々の説明については省略させていただきます。

3つ目は国庫補助金です。これまでもそうですが、今後、本市下水道の整備や耐震対策及び維持管理を行っていくにあたっては、各事業の基準に沿って国から交付金として措置される補助金を最大限活用していきます。図7.3に補助金の額を事業ごとに色分けして示しております。青色の整備事業は令和8年度で終わりますので、徐々に少なくなってきました。経営戦略期間の終り頃からは補助金の額は2億円から3億円程度になる見通しです。なお、補助額につきましては、暫定的なものですから、今後の社会情勢や補助率の変動等が認められた場合には随時、補助額を見直していきます。

4つ目は企業債です。下水道事業の運営及び施設の整備には、今後も多額の費用を要しますので、従来どおり企業債を計画的に活用していく必要があります。下水道事業は、先行投資により施設整備を行いますので、その負担を全て現在の使用者に求めると公平性を欠くことになります。また、管渠の減価償却期間は50年に対しまして、企業債の償還期間は30年となっております。本来は50年後の使用者も費用を負担すべきであることから、この20年の差を埋める対応が必要となります。世代間の公平性を維持し、減価償却期間と通常の企業債の償還期間の差を埋めるために、資本費平準化債という起債の制度があります。本市ではこれをこれまで通り可能な限り活用していきます。なお、本市下水道事業には、建設改良積立金等の自己財源がありませんので、企業債を最大限発行していますが、表7.2にお示ししておりますような指標も活用しながら、事業の健全度等を確認しております。図7.4に起債の種類ごとの借入額を示しておりますが、総借入額は令和2年度で約29億円です。今後は徐々に借入額は減少し、令和11年度では11億円程度になる見通しです。同じグラフに、企業債残高を赤色の折れ線グラフで示しております。企業債残高は、令和元年度の420億円をピークとして減少に移行します。令和11年度では323億円まで減少します。

67ページ、68ページで財源試算についてまとめます。まず収益的収入ですが、下水道使用料と一般会計繰入金が対象になります。図7.5のとおり、収益的収入については、主な財源である下水道使用料が徐々に減少していきますので、全体に緩やかな減少傾向が続く見通しとなっております。令和11年度で約27億円になります。

資本的収入については企業債と補助金が対象になります。整備事業、総合地震対策計画及びストックマネジメント計画の事業を実施していくため、経営戦略期間の前半では特に多くなっています。経営戦略期間以降は、約15億円以下となる見通しです。

第8章では投資以外の経費について記載しております。表8.1にお示ししておりますが、投資以外の経費のうち、収益的支出では人件費、減価償却費、支払利息、その他の項目がありまして、それぞれ一定の条件により算定しております。資本的支出に関する投資以外の経費は、企業債償還とその他でありまして、同様に算定条件を右側に記載しております。この投資以外の経費についての見通しを図8.1、図8.2にお示ししております。収益的支出では、オレンジ色の減価償却費が約8割を占めておりまして、毎年ほぼ同程度の額となっております。緑色の支払利息は減少していきます。経営戦略期間の最終年度である令和11年度ではトータルで約26億円と見込んでおります。資本的支出につきましては、約9割が企業債償還金で、徐々に減少していきます。令和11年度では約26億円と見込んでおります。

第9章、投資試算・財源試算のまとめです。1つ目、収益的収支です。ここまで個別の項目別に見てまいりましたが、図9.1に青色の収益的収入とオレンジ色の収益的支出を示しております。繰り返しになりますが、収入は現在の使用料水準で試算した場合の見通しです。青色の収益が徐々に減少していきます。平成30年度では、2億8,300万円あった純利益が、経営戦略期間の最終年度である令和11年度には、約200万円まで減少します。投資・財源計画期間の最終年度である令和31年度には、約2億4,300万円の赤字が発生する見通しになります。黄色の折れ線をご覧ください。経営戦略期間中の令和2年から令和11年度では、累積欠損金は発生しませんが、令和12年度以降に発生

する赤字が積み重なりまして、令和31年度には約35億円の累積欠損金が発生する見通しとなります。

次に資本的収支と資金残高について説明致します。資本的収支については、収支の構造上赤字となりますが、純利益や減価償却費等の内部留保資金といった補てん財源、言い換えると資金残高により適切に補てんされます。先ほどの収益的収支と同じように図9.2で収入、支出とを青色とオレンジ色で対比しています。資本的収支は毎年赤字になっています。資金残高は緑色の折れ線グラフで示しております。今後の投資事業が見込まれる中で、収益の減少や多額の企業債償還金等の支出によりまして、令和2年度から資金残高不足が発生する見通しとなっています。経営戦略期間の最終年度である令和11年度では、約54億円の資金残高不足となります。更に資金残高不足は年々増え続けまして、令和31年度末では約144億円にも達することが予想されております。この資金残高不足につきましては、金融機関等による一時借入金にて措置する計画としております。

次のページですが、地方公共団体は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、以下、健全化法で求められる財政の健全性を示す指標を毎年算出し公表しています。地方公営企業においても、企業単体の経営状況を示す指標として資金不足比率の算出、公表が求められていますが、これは日常生活に直結するサービスを提供する公営企業の経営の悪化が市民生活に多大な影響を与えるため、経営悪化の初期段階から自律的な経営改善を義務付け、一般会計に与える影響についても未然に防止することを目的としております。資金不足比率は、式に示してありますように資金不足額を事業の規模で除して算出されます。この資金不足比率が20%以上となった場合、経営健全化計画の策定が必要となり、国等からの勧告を受けることもあります。資金不足額の算定計算式の中に解消可能資金不足額という言葉があります。解消可能資金不足額については、次のページで解説しておりますが、本市下水道事業においては、図9.3のとおり、解消可能資金不足額が流動負債から流動資産を控除した額を大幅に上回っております。このため、この資金不足比率は発生しませんが、事業の健全性を確保する観点からも、現実的に投資事業を運営し

ていくための対応策が必要となります。

解消可能資金不足額について手短かに説明致します。下水道事業は性質上、企業債の償還年数に対して減価償却期間が長いという構造的に資金残高不足を生じる理由があります。このような場合については、健全化法において将来解消が見込まれる解消可能資金不足額を資金不足額から控除することができるとされています。解消可能資金不足額の算定方法は、総務省の省令により定められており、ここに示しております3つの方式のいずれかにより算定した額となります。本市下水道事業においては、鉄軌道事業及び公共下水道事業を対象に適用される2つ目の「減価償却前経常利益による耐用年数以内負債償還可能額算定方式」によりまして解消可能資金不足額を算定しました。解消可能資金不足額の算定により、本市下水道事業で発生する資金残高不足はいずれ解消されるものであることが明らかになりました。

最後に収支ギャップの要因についてまとめています。ここで言う収支ギャップとは、70ページでお示しした収益的収支の赤字のことです。

1つ目が第1回の審議会のご質問にもありました流域下水道の負担金の増額です。前段で負担金の見通し額を設定しましたが、将来における流域下水道の負担金については、現時点で確定した値はなく、現在「経費負担のあり方検討会」を大阪府と実施しております。今回の資料は、その中で示された案によって令和2年度以降の流域下水道負担金の見通しを立てております。設定した流域下水道負担金は過年度と比べると、先ほど見て頂きましたように多額となっております。

2つ目が下水道使用料収入の水準が低い点です。本市下水道事業では、平成7年度に使用料改定を行い、それ以降現在に至るまで現行使用料にて事業を運営しています。その背景としては、公営企業方式への移行の影響がなかった平成27年度までは、収益的収支は黒字でありまして、資本的収支には不足分がありましたが、収益的収支の黒字分で十分に賄っていました。図9.4に平成27年度における収支を示しております。資本的収支の不足額14億3,900万円に対して、収益的収支は14億6,500万円の黒字でありました。このように実質的な収支が黒字ということもあり、具体的な使用料改定の検討には至っ

ておりませんでした。次に、公営企業会計方式への移行による影響です。本市下水道事業は、平成28年度までは官公庁会計方式にて事業運営を行ってきました。一方、公営企業会計方式は、経営に注目した経理手法ですから、経営の実態が把握でき、住民の皆様への説明責任の向上が図れるよう、平成29年度に公営企業会計方式へ移行しました。しかしながら、公営企業会計方式へ移行し減価償却費という新たな費用が追加されたことによって、毎年度の費用が多額となりました。図9.5に企業会計への移行前後の管理運営のための収入と支出を比較しております。平成27年度は先ほどお示ししました前ページの収益的収入、収益的支出と同じです。企業会計導入後の費用が大きくなっております。以前の官庁会計方式では、減価償却費という概念がなかったので、収益的収支は黒字を維持していましたが、今後は減価償却費を考慮した使用料水準を検討していく必要があります。

次の76ページに減価償却費について解説しておりますが、説明は省略させていただきます。以上、資料1の2の説明を終わりにして、第3回経営審議会に向けての資料1の3に移ります。これまでご説明しましたように各投資事業に要する費用と、それに充てる財源を踏まえると、現状の事業体制では収支ギャップ、すなわち収益的収支の赤字が発生する見通しとなっております。健全な下水道事業を運営し続けるために、この収支ギャップは解消しないといけない大きな課題です。収支ギャップの解消に向けた取り組みや効率化、経営健全化の取り組みについては、経営戦略策定・改定マニュアルに、汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化、最適化、投資の平準化に関する事項、民間活力の活用といった事項が紹介されていますが、下水道処理人口普及率が高いことや、流域関連公共下水道であり、処理場を有していないことなど、本市の下水道事業の性質上、取り入れられるものが少ないのが現状となっております。収支ギャップの解消のための施策については、第3回の審議会で改めて議論頂くことと致します。以上で資料1の説明を終わらせて頂きます。

会 長： それでは、意見交換ですが、どのような角度からの質問でも結構ですので、

ご意見を頂ければと思います。言葉の説明がわからないといったことでも結構です。改めて復習ですが、審議会としては最終的に料金水準をどうするかということですが、料金だけをどうするというよりも、10年後、それからもう少し先を見た上で、きちんと下水道が安心して使えるようになっていないといけません。安心して使えるように、こういうことも考えて、こういうことも考えて、こういうことも考えて運営していきますが、最後、お金の収支がこうなるので、料金を見直したいというような意見になっていますが、何か一分の隙もないように思われるかもしれませんが、少し突っ込むと意外にそうでもないかもしれませんので、どんどん意見を出して頂ければと思います。

私からですが、後ろの方で減価償却という新たな費用が追加とありますが、そこは若干誤解があって、発生主義会計の場合、減価償却費で、資金ベースで見ると、元本償還というのがあり、それを収益ベースの話でいくと、元本償還じゃなくて減価償却になるので、減価償却が新たに乘っかってきてというのは、少し違うという感じがしますがいかがでしょうか。

事務局： 今、会長がおっしゃられたように実際に減価償却費につきまして、補てん財源として利用して起債償還に充てておりますので、実質の中身については変わらず、発生主義の関係上、減価償却費という費用が新たに会計上、処理されるようになりましたが、内容的には会長がおっしゃられたかたちで間違いないと認識しております。

会長： 会計的な観点では、減価償却費が何か現金みたいにそこにあって、それをこう使いますというのが「例えで言えばそうですが、本当は違う。」ということですが、説明としてそう説明しているということ。

委員： 今補てん財源の話がありましたので、71ページの資本的収支と資金残高のところですが、この上から2行で収支の構造上赤字となっているということ、それから純利益や減価償却費等の内部留保資金といったもので補てんされま

すと書いてありまして、グラフを見ますと、青色が資本的収入でオレンジ色が資本的支出。この差が資金の不足する額で、補てん財源で賄われるという考え方になると思いますが、69ページの真ん中のグラフで、オレンジ色の減価償却費が20億円程あって、先ほどの71ページの上の減価償却費で賄われるとなりますと、青色の収入に補てんされる財源として20億が積まれると、全部黒になってしまうように見えるのですが。私も理解してるつもりですが、長期前受金戻入という現金収入を伴わない収入を減価償却費から控除する必要があり、その分が補てん財源にならないので、それにより令和11年度の54億円の資金残高不足になるという考え方だと思いますので、もう少し説明を加えられたらいかがでしょうか。

事務局： 今、委員がご指摘になられた内容のとおりでございまして、まず69ページの図8.1で減価償却費が20億円程度で推移しております。しかしながら、この20億円を全て補てん財源として使用できるということではございませんので、この減価償却費から過去に補助金で頂いた額を収益化した長期前受金戻入相当額を差し引いた額のみが補てん財源に充てられます。20億円から数億円程度を引かれますので、十数億円程度が補てん財源として使用されます。その結果としまして、71ページの図9.2のオレンジ色と青色の資本的支出と収入の差額を十分に補てんしきれない状況になっております。

副会長： 58ページの表6.12ですが、流域下水道維持管理負担金が高くなっていくという話ですが、これは水量が減っていくとしても、金額自体は上がっている、単価も上がっているという理解でよろしいですか。

事務局： 今おっしゃられたのは、水道の使用水量が減ってきて処理費用も下がるはずが、逆に維持管理費が上がっているといったことでよろしいでしょうか。

副会長： はい。こちらの下水道使用量は下がっていくという予想があるが、負担金としては上がっているということで、単価も上がっていくことが込みの結果と

ということですか。

事務局： 実際の処理費用だけではなく、施設が老朽化してきておりますので、管路の維持管理や処理場のメンテナンス費用がどんどん上がってくるという影響が大きいということです。

副会長： そういう個々の要素と水量等、単価等を掛け算して、全て積算したものがこの結果であるという理解でよろしいですか。

事務局： はい。また前回のご質問等でもございましたが、今後、流域下水道で維持管理費のうち、資本費の回収について検討されているところですので、そういったものが新たな費用として上積みされるということも試算には見込んでおります。

副会長： これは当然、汚泥施設が更新されるかどうかといった話も含まれているのでしょうか。

事務局： そのような話も全て含んでおります。

副会長： はい、分かりました。ありがとうございます。

委員： 企業会計では、今説明があったとおり、資本的収支と収益的収支の2つに分かれていて、片や資金不足、片や黒字で、また減価償却費は補てん財源として使えるということですが、結局は、どれだけの資金が必要でどれだけ値上げが必要かという結論になると思うので、これらを合体させたもので収支が期間中にどうなるかということをもう少しわかりやすくしてもらわないとわからない人もいますと思いますがいかがでしょうか。

事務局： その点につきましては、第3回経営審議会で、お示しさせていただきますので、



よろしく申し上げます。

会 長： それでは宿題としてよろしく申し上げます。

委 員： 53ページの管きよ、マンホールの改築パターンⅣで「緊急度Ⅰを改築するパターン」では、平均投資額が6億1,960万円となっております。緊急度Ⅰというのは、52ページの表で「早急に措置が必要な状態」だとされていますが、門真市として採用されているのは、パターンⅥの同じく緊急度Ⅰを改築するパターンですが、50年経過したものを対象としています。それでは、20年しか経過していないが、調べたら緊急度Ⅰであったというようなものは、更新投資の対象になっていないということだと思いますが、パターンⅣとパターンⅥでは400万円しか変わらないのであれば、パターンⅥではなく、早急に措置が必要な状態を解消するパターンⅣを選択する方が良いのではないのでしょうか。

事務局： ご指摘のとおり、確かにわずか400万円ですが、54ページに総括として記載のとおり、門真市では50年以上経過した管がまだわずか0.何%というような状況であります。また、これまで緊急度Ⅰだからといって、必ずしも事故に直結しているとか、大きな陥没事故が発生したというような履歴もございませんので、緊急度Ⅰだからといって、そのような事故に繋がるという知見も十分持ち合わせておりません。その中で、53ページはあくまでも点検・調査をしない状態での改築の目標値として定めております。実際は、点検・調査を実施し、早急に改築する必要がある管きよであれば改築することになると思いますが、事業費の算出において、少しでも事業費を抑えつつ、下水の管きよの健全度を維持するという目標を立てた上で、パターンⅥを採用しております。

会 長： ご意見あればどうぞ。「本当にそれで大丈夫なのですか。」と思われるのであれば、おっしゃってください。前回に門真市、特に下水管の場合ですが、

耐用年数と実際の耐用年数はかなり差があつて、計算上の耐用年数50年よりも管の状態はかなり良いと自信を持って言われていまして、その続きで今日のご説明があり、これでもかなり安全を考慮しての更新計画ですということです。これをどこまで「では、それでいきましょう。」と思うかどうかですが、説明はそういうことです。

委員： お話のあったように、事業費の差も大きくない中で、やはり事業費を少し絞るということを考えるよりも、緊急度Ⅰをしっかりと改築していくという方針に変えた方が良いのではないかと思います。この資料の内容から評価すれば、パターンⅣに切り替えていくということについても、ぜひしっかりと考えてください。

事務局： 右端に書いております総合評価という部分でも、両方「○」となっていて、門真市としても判断が難しいところではありますので、ご指摘の点も踏まえまして、次回に回答させて頂いてもよろしいでしょうか。

会長： 今、料金設定について検討していますが、今ご意見があったように更新投資については、安全を考慮して少し多めの数字で設定しておいた方が料金設定の議論としては良いので、ここではそういう計算をしています。実際のメンテナンスというのは、あくまで1つ1つ点検をして、必要があるかどうかを判断した上で実施していくので、この数字よりも見通しとしてはやや小さくしても大丈夫だと考えているという表現でよろしいですか。金額がそれほど変わらないので、結論はあまり変わりませんが、事業費を見込むときには、多めに見込んでおいて、料金のあり方を考えるという方が分かりやすいのではないのでしょうか。

事務局： 結論は、それほど変わりませんが、事業費は、おっしゃったように、実際はもう少し落ち着くだろうとは思っています。緊急度Ⅰは解消すべきではないかという点については、局としてパターンⅥを採用した理由も整理させて

頂いた上で、次回ご回答させて頂ければと思います。

会 長： はい、わかりました。受け止めて頂いたと思います。他に意見が出ませんので、1つ目の議題はここまでとし、休憩を挟んで2つ目の議題としますが、後ほど思い出したということで、こちらの資料についてご意見頂いても構いませんのでよろしくお願いします。それでは、休憩に入らせていただきます。50分の再開をお願いします。

会 長： それでは、資料2のご説明をお願いします。

事務局： 資料2に基づきまして上水道事業に関する説明をさせていただきます。前回の審議会での質疑やご意見に対してのお答えを資料2の1にまとめております。資料2の2では、水道事業ビジョンの財政計画と策定後の実績値の状況、収支算定条件の見直しについて説明致します。

資料2の1です。前回の審議会でご指摘のあった「水道事業ビジョンの推計とその後の実績で大きな乖離がないかを確認するべきではないか。」という点と、「水道事業と下水道事業の将来人口が異なっているが、収益への影響を確認するべきではないか」という点について、第1章に整理しました。「大阪広域水道企業団から受水しているが、今後の受水単価の動向は考慮しているか。」というご質問については、第2章に整理しました。「料金算定期間は基本的に5年とされているが、本審議会ではどのくらいの期間を考えているか。」というご質問については、第3章に整理しました。

それでは、第1章、将来の給水人口、有収水量、給水収益について、説明致します。まず給水人口ですが、グラフの水色の折れ線グラフが水道事業ビジョンの推計値です。これはビジョン策定時、平成28年度時点において最も信頼性の高いと考えられた社人研の平成25年推計と呼ばれる将来人口推計データをもとに推計したものです。しかしながら、その後はオレンジ色の実績値の折れ線グラフのとおり、推計値をさらに下回る人口減少が続いております。下水道経営戦略は、今回策定するものですから、社人研の平成30年推

計と呼ばれる最新の将来人口推計データをもとに推計しています。令和8年度では水道事業ビジョンの推計値と比べますと、約9,000人の差があります。

有収水量については、水色の折れ線グラフ、水道事業ビジョンで推計している有収水量は令和8年度で年間1,134万 $\text{m}^3$ ですが、この有収水量の推計は、平成26年度までの水道水の使用用途別の実績値をもとに以降の有収水量を推計したものです。ビジョン策定後の有収水量の実績値はオレンジ色の折れ線グラフですが、これは先ほど給水人口が想定を下回っていたにも関わらず、推計値を若干ですが上回っております。下水道経営戦略の推計人口により、現時点でビジョンと同様の手法で有収水量を試算しますと、緑色の折れ線グラフのとおり、令和8年度ではほぼ同じ値になりました。この要因については、3ページから6ページでご説明します。水道水の使用用途は、家事用、営業用などの一般用と、湯屋用など7つに分類しております。家事用が全体の85%程度、営業用が10%程度で、その他の用途が合わせて5%程度となっています。最も多い家事用の有収水量は、1人が1日に使う水の量である生活原単位に給水人口と年間の日数を乗じて年間有収水量を算定しています。ビジョンでは、平成17年から平成26年度、策定直前の10年間の実績値を用いた傾向分析で生活原単位の将来値を推計していました。ビジョンで推計した生活原単位と実績値を比較しますと、実績値であるオレンジ色の折れ線グラフが、策定時まではほぼ直線的に減少していましたが、策定後はほぼ横ばいになっております。従ってビジョン推計値である水色の折れ線グラフを上回っております。このグラフには、ピンク色の折れ線で最近の10ヶ年、平成21年度から平成30年度までの実績値をもとに生活原単位を予測した結果を示しており、令和8年度ではビジョン推計値よりも8リットル多くなっております。家事用の次に使用量の多い営業用についても、ビジョンの推計値と実績値を比較すると、先ほどとほぼ同じ傾向で、実績値の減少が緩やかになり、ビジョン推計値を上回っております。家事用と営業用水についてのみグラフでお示しましたが、その他の用途も同様の傾向を示しています。これは、ビジョンの推計時点においては、実績値の下降傾向がやや強かったことで、推計値が小さめに算定されていたためです。これらの状況によりまして、給

水人口がビジョンの想定を下回っているにもかかわらず、有収水量はビジョンの推計値を上回る実績となっております。下水道経営戦略の推計人口と直近10ヶ年データによる用途別給水量で試算すると、先ほどのピンクの折れ線でお示したように、有収水量は、令和8年度ではビジョンで推計した値とほぼ同じになりました。

次は、給水収益です。給水収益は、ビジョンで推計した有収水量の計画値を前提として、直近3ヶ年の平均単価を乗じて算定しています。将来推計は、過年度の決算値を反映した財政計画とするため、毎年度修正を行っています。現在の平均単価は、平成28年度から30年度の平均で、1 m<sup>3</sup>当たり186円です。有収水量と同じように給水収益についても、下水道経営戦略の推計人口による試算を行いました結果、有収水量がほぼ同じであるため、ビジョン推計値と同程度の給水収益となりました。

以上、1から3の項目を表に整理しております。まとめますと、ビジョンで設定した将来人口等については、人口減少傾向が進んでいるものの、生活原単位がビジョン推計値を上回っており、有収水量や給水収益には影響が見込まれないことから、現時点では見直さず、令和3年度にビジョンの中間見直しを行いますので、その際に状況を見て検討することにさせていただきます。

次に、第2章で受水単価の動向について確認しました。下の図に計画体系として大阪広域水道企業団の計画の全体像を示しております。上位に「大阪広域水道企業団将来構想」とそれに基づく「施設整備マスタープラン」がありまして、下に具体的な計画があります。将来構想に掲げられた目標を実現するため、実行計画として5年ごとの「中期経営計画」が策定されて、実施されています。現在の中期経営計画の計画期間は、平成27年度から今年度までです。計画体系の中で、水道用水供給事業の受水費に関連する事項としては、将来構想に「持続可能な事業運営の中で、安定供給と健全経営を維持しつつ、料金値下げを追求」と謳われており、中期経営計画では「経営健全を維持し、計画期間中に累積欠損金を解消」するとあります。

これらの計画の実施状況ですが、中期経営計画で計画されていた「計画期間中の累積欠損金の解消」という点については、当初の予定より早く平成29

年度に実現しており、平成28年度の単年度損益は過去最高の75億円の黒字が計上されております。そしてこれらのこと等を背景に平成30年度から受水単価が1 m<sup>3</sup>当たり75円から72円に引き下げられております。

これらのことから、令和8年度までの水道事業ビジョン計画期間中における受水単価については、変動は見込まなくて良いと考えております。

次に、水道料金のあり方を検討する期間についてです。水道事業ビジョンでは、水道事業の現状の課題を克服し、理想像となるべきための目標設定として、6つの基本施策と、具体的な実現方策として17の事業を設定していますが、水道料金に関しては基本施策として2「事業運営に必要な財源確保」を、実現方策として事業2の1、事業2の2を挙げております。事業2の1、水道料金体系の最適化に関する検討では、ダウンサイジングを考慮した施設更新計画に基づき、アセットマネジメントの見直しを平成33年度の間見直しまでに実施し、今後の中長期的な更新需要と事業運営に必要な料金収入を算定したうえで、水道料金体系の最適化に関する検討を進めることとしています。

以上の水道事業ビジョンで掲げた目標と実現方策を踏まえて、水道料金のあり方を検討する期間は令和2年度から令和8年度までの7年間としたいと考えております。その理由は、水道料金算定要領に示される基準期間である概ね将来の3年から5年を大きく逸脱していないこと。ビジョンの実現方策、事業2の1で掲げているアセットマネジメントの見直しを平成30年度に実施したこと。水道料金の最適化に関する検討を水道事業ビジョン計画期間内で行うことを実施方針として挙げていることです。ただし、今後も経営環境は変化していくため、令和9年度以降の水道料金についてはあらためて検討することと致します。

続きまして資料2の2を説明致します。水道料金のあり方の検討として、今回の資料は第1章で水道事業ビジョンの財政計画と実績額の乖離状況と、収支算定条件の見直しに関する内容となっております。

それでは次のページ、収益的収支の乖離についてから説明させていただきます。平成28年度策定の水道事業ビジョンで推計した収益的収支とビジョン策定後

の実績状況を示します。収益的収入は平成30年度では推計より若干の減少がありますが、平成29年度は推計を大きく上回る収入となっております。対して収益的支出は、推計よりも支出額を抑制することができておりまして、純利益が増加する要因となっております。純利益は、平成29年度が1億6,800万円、平成30年度が1億9,700万円と増加しています。

次に資本的収支・資金残高の乖離についてです。下の図表をご覧ください。資本的収支については、水道事業ビジョンにて推計した収支と実績では大きな差はありませんが、資金残高は策定当時に推計した額よりも2ヶ年で7億7,600万円程度増加しています。資金残高については年々増加傾向です。資金残高が増加する要因としては、一般的に「実施すべき工事が実施できていないため。」、「依頼工事増加に伴い工事負担金収入が増加したため。」、「料金水準が高く、必要以上の料金収入を得ているため。」といったものが考えられます。本市水道事業の場合、下水道工事に伴って既設の水道管を移設する工事が増加しております。そのため、管路工事費に対する工事負担金収入が増加し、自己財源で実施する工事が減少していることが資金残高増加の主な要因と考えられます。

次に収支算定条件の見直しについてです。水道事業ビジョン策定後、毎年度の純利益が計画値を大きく上回っていることから、収支算定条件を見直すこととします。収支算定条件の見直し内容は人件費、修繕費、支払利息、特別損失の4つです。人件費は、直近の予算額から直近決算額へ見直します。表3.2に見直し前後の差額を示しております。年間約3,700万円下がります。2つ目の修繕費については、直近予算額から直近3ヶ年平均額へ見直します。表3.3のとおり、年間約700万円下がります。3つ目の支払利息については、利息に係る利率を、実勢を考慮して2%から1%へ見直します。見直し前後の差額は表3.4のとおりになります。4つ目の特別損失については、通常発生するものではなく、災害損失等のための臨時かつ巨額の支出や過年度損益修正損が計上されるものです。水道事業ビジョンの推計では、平成26年度の会計基準改正時に係る費用を含めた3ヶ年決算平均額で算出されていましたが、現時点では見込まないこととします。以上、影響額をまとめますと、収支算

定条件の見直しによる差額は令和2年度から8年度までのトータルで4億9,500万円となりました。7年間ですから、1年当りで見ると7,100万円になります。以上で、資料2の説明を終わらせて頂きます。

会 長： はい、どうぞ、ご質問等頂ければと思います。これは、数字が概ね全て良くなっているということは、ビジョンではやや悲観的に見ていたが、現実はそれなりの数字になったために見通しより良くなったということでしょうか。この状況をどう見たら良いのでしょうか。

事務局： ビジョン策定時につきましては、当時は当時で適切に見込んだものですが、その後の経済状況の変化等や主に人件費等が大幅に下がっている影響が大きいとは思っております。

会 長： 前半にあった使用水量について、水をもっと節水するだろうと思っていたら、意外に減少していなかったということの要因は。

事務局： 確かなことは申し上げられないかもしれませんが、年々平均気温が上がってきているということもあり、そういった部分で当時見込んでいた今後一定の節水が図られるということに逆行して、暑さに対応するために水量が多くなっているといったことも考えられるのではないかと。

委 員： 資料2の2の3ページの人件費について、直近の決算ということですが、これには退職給与金、退職される年度ごとの費用も含まれているのでしょうか。

事務局： こちらの試算は、今後の退職者の予定等も見込んだ金額となっております。

委 員： わかりました。もう1つ、次の修繕費について、直近の3年間の決算平均額ということですが、それ以外の突発的な修繕というのは、引当金の使用を



考えた中で、直近3年間の平均とされているのでしょうか。

事務局： この試算では、通常の修繕費分を見込んでおります。引当金については、こちらからは除外させて頂いており、別途検討すべき部分かと思っております。

委員： 特別損失額が見直して0円ということですが、0円で、何かあった時は大丈夫なのでしょうか。

事務局： 説明でも書かせて頂いておりますが、特別損失については、通常発生するものではなく、地震や大雨といった災害対策に係る費用といったものを見込むものでございます。将来推計の中では、何か起こるか分からないというものに対して金額を見込んでおくというのは、今回は外させて頂くということで、実際に何かが起こったときに対応が出来ないということとは、また違うこととなります。

会長： 少しぼんやりとしておりますので、ぜひ言葉を継いで頂きたいのですが、災害の場合、東日本大震災といった災害について、特に地震、水道管や下水道管のように地下に埋まっているものは、地震系の災害には非常に弱く、その地震が来たとき、災害時には特別な財政スキームがあって、普段と違う財政的なたて付けになるといったことや、本当に大規模な災害があった場合には、ビジョンは、その時点で見直すことも大いにあるといった言葉を継いで頂けないでしょうか。

事務局： 資料にそのような文言を追加するというのでしょうか。

会長： いえ、資料は結構です。今、事務局が仰っているのは「ここで考えるべきことではないから載せていない。」ということですが、考えていないことではないということをちゃんと言葉で言って頂きたいということです。

事務局： 特別損失を見込まないということに関しては、会長がおっしゃったように、災害等があった場合は、その時に特別に国等からお金を援助してもらえりような仕組みもとられますので、その時はきっちり対応が出来るということで、財政計画上は除いているというところです。

会 長： もう少し詳しく聞きたかったのですが、おそらく答えが用意されていないので第3回で資料とは別に、災害の場合は基本的にこういう対応をするので、本当に大きな災害は逆にこういうところでは、見込まなくて良くて、小規模災害はあるかもしれませんが、大規模災害はむしろ見込まなくて良いということ、大事な話ですので、第3回への宿題としてください。

委 員： 資料2の2の1ページの人件費ですが、図1.2でビジョンが2億7,700万円で、実績が1億8,700万ということで、事務局の説明にありましたように減っている状況です。ビジョンの資料を読んだのですが、職員数について、平成18年の58名が、ビジョンを策定された当時では28名になっている。これが更に実績では金額が落ちているということは、人数が減少していることだと思います。確かにそういう意味では、委託料が増えていますので、人件費が落ちて委託料が増えるというのは、その分を委託したということになるのだと思います。ただ、経費が落ちるということは良いのですが、必要な人員の確保、水道事業も下水道事業もそうですが、必要な人員の確保、それから技術力の継承がしっかり出来ていないところが他都市でありまして、委託に出して、初めは安かったが、何年かすると委託料の方が高くなり、委託してる中身が事業体で全くわからなくなり、業者の言いなりになってしまい、委託料の精査が出来ないといった状況、悪循環になっていると聞いております。人員が減っているという状況で、そういった点は大丈夫なのでしょうか。

事務局： 今、委員からご指摘がございました人件費が大幅に削減されているという点について、今までかかっていた人件費が委託料に乗っかっているといった

こともないとは言えませんが、実際のところ、平成29年度と平成30年度につきましては、上下水道事業が統合されてからの数値になっております。職員は、上水、下水それぞれの仕事をしておりますが、会計処理上、どちらかの会計に振り分けないといけないという部分がございますので、その影響もあるというのが一因でございます。それと技術継承に関しては、水道事業ビジョンのなかでもそういった取り組みを進めていくということを掲げておりまして、順次研修等を行っておりますので、今後につきましても取り組みを進めていきたいと考えております。

会 長： 要するに職員数が、大きく減っているということではないということですか。

事務局： 職員数自体は先ほど委員がおっしゃったように当初の58名程度が、現状24名程度まで減っています。ここ数年は変動がないので一時に大きく減って、そこからは24名程度で推移しているというところです。

会 長： その24名程度という体制が技術継承可能なロットなのかというのが、一番問われている質問ですがいかがでしょうか。

事務局： 技術継承の面につきましては、先ほどお答えしたように、ビジョンの中で資格取得の取組や研修、民間委託している業務についての検証も、ビジョンに掲げておりまして、今後も取り組んでいくというところで、今は大丈夫です。

委 員： 支払利息の見直しで、2%から1%に見直しますとありますが、相手のあることなので、簡単に1%も見直しができるのでしょうか。

事務局： 支払利息の見直しにつきましては、直近の借入の利息の方を見まして、公的資金、30年の借入ですが、利率が0.5%、民間資金、借入期間が10年ですが、

0.197%や0.26%で、1%を割り込んでおりますので、今後につきましてもこの推移が続くのではないかという考えで見込んでおります。

会 長： 民間よりかなり調達期間が長いので、これぐらいの期間だと、そんなに急には金利が反転することはないと思います。

委 員： 資料2の2の2ページに「実施すべき工事が実施できていないため」というのが乖離理由の1つになっていますが、これはしなくてはいけない工事が出来ていないということに見えるのですが、それによって、修繕費を少ない方に見直しをされているので、しなくてはいけない工事がちゃんと今後も出来ていくのでしょうか。

事務局： こちらの文章につきましては、一般的に資金残高が増加する要因とさせて頂いておまして、要因はいくつか考えられます。その中で本市水道事業につきましては、その下の段落にございますように、下水道工事に伴う移設依頼工事の増加により管路工事費に対する工事負担金収入が増加し、自己財源で実施する工事が減少しているため、資金残高が多めになっているといった解釈でございます。

委 員： 修繕費の下方修正とは関係ないということですか。

事務局： こちらの説明につきましては、工事請負費に関係するものでございまして、修繕費とは、一般的な建物や管路の修理を行うといった費用でございますので、ここが直接関係をしてるということではございません。

会 長： ただ、今の工事の話ですと、直近にそういうことがあったのかもしれないですが、継続してずっと起こるといような話ではないように聞こえますが、これを根拠にということではよろしいですか。

事務局： 工事の今後の見込みということによろしいですか。

会 長： はい。見込みが今後あるかないかという話もありますが、要はここで根拠にされているのが工事負担金収入で、今後もずっとあるだろうということではないと、その後の話が繋がらないと思うので、そういう理解でよろしいでしょうか。

事務局： 下水道工事に伴う移設依頼工事が主な理由ですが、下水整備が令和8年度で100%を目標にして実施しているということで、令和8年までに関しては同じように推移するという認識です。

委 員： 資料2の1の12ページに、質問に対する回答で「水道料金のあり方を検討する期間」がありますが、期間を7年と謳ってありまして、水道協会は3年から5年としていますが、記載されている事情によって、今回は7年と謳っています。長期的なものを見直し、ちゃんと見込んでというのは良い考えだと思うので、今回この事情も含めた中でこういう計画としているのは、良いとは思いますが、ただ、一方で、今回色々ご指摘があるように、今までであればある程度乖離が出て、それを吸収できるような要素を全て厳しめに見直しているという経過もございます。それから、前のページにもありましたように、人口等、色々な要素、個別の要素では、やはり乖離は出てきていて、結果的にその要素がプラス、マイナスがあって、うまくいっているというところも見られてます。今回の回答というよりも、今後の話としてですが、今回こういう計画を立てた後で、しっかりと、例えば2～3年といった数年の間で、しっかり見直していくということが、今回割と厳しめにしっかり計画を立てているので、更に大事になると思いますので、今後、次回とは限らず、もっと後でもいいと思いますが、今回計画を打ち出すときには、見直し関係についてしっかりした計画を示して頂けたらと思います。

会 長： はい。今の件ですが、こっちはかなり良い情報で、その情報そのものは別

にすごく作った数字とは思わないが、良い情報の場合には、このとおりにならなかったときが怖いので、その時に見直していかないといけない。「そのとおりにならなかった時にはこうする。」といったトリガー条件を、次回の議論で設けて投げてほしいと。そのような立て付けの方が、より慎重な案ではないかという、非常に積極的な投げかけをして頂いたと思いますので、是非そこはしっかりと受けて止めて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局： 次回の資料につきましては、検討頂くことにしまして、令和8年度までの7年間で料金のあり方を検討するというございます。令和8年度が水道事業ビジョンの最終年度でございます。しかし、令和3年度に中間見直しを行う予定ですので、今回、料金のあり方を検討させて頂いて、その上でまた中間見直しの際にも併せて再度、検討・検証はさせて頂こうと思っております。

会 長： わかりました。それでは、引き続きどのように事業を運用していくかということについては、是非我々も聞かせて頂いて、最終的な結論にしたいと思います。

全体を振り返って頂いても結構ですが、いかがでしょうか。それでは、その他、事務連絡よろしく申し上げます。

事務局： 次回の開催日のご連絡をさせていただきます。次回、開催日につきましては、10月11日金曜日、午後1時30分から本場所にて開催致しますので、皆様ご出席の程、よろしくお願い致します。以上でございます。

会 長： はい。あと、次回がどのような感じで、その後、どのように進んで結論に至っていくか聞かせて頂けますでしょうか。

事務局： 次回、第3回の審議内容の予定につきましては、まず下水道事業につきまして、今回収支ギャップ、赤字が発生する見込みだということで、その赤字

を解消するためにどういったことを実施していくべきかというところを議論して頂きたいと思います。その1つに使用料水準の話が関わってまいります。水道事業につきましては、今回、今の経営状況として計画との差額を見て頂きましたので、今回その収支を見直した分、水道料金をどう取り扱うのかというところを議論頂きたいと考えております。

会 長： わかりました。次回は大変重要だと思います。それでは、これで終了したいと思います。ありがとうございました。